

平成25年度事業計画書

社会福祉法人高島町社会福祉協議会

平成25年度事業計画

☆ 基本方針

少子高齢化や核家族化の急速な進展は、家庭や地域、職場などでの相互扶助機能に影響を与えるとともに、経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、自殺、ひきこもり、貧困、虐待など地域における生活・福祉課題は深刻化し広がっています。また、これらに対応する既存の社会保障や社会福祉制度は十分に対応し切れていない状況にあります。

生活・福祉課題の多くは、つながりの喪失や社会的孤立といったことと関わりが深く、その解決のためには、行政や社会福祉関係者のみならず地域住民やボランティアなど地域社会のあらゆる人々が連携し、協働しながら社会福祉の担い手として活動していく必要があります。社会福祉協議会では、地域住民やボランティアが主体的に活動する地域福祉活動をさらに推進していくとともに、身近な地域の中で要援助者を支えるしくみづくりとして集落単位での福祉活動への取組みを進めてまいります。また、心配ごと相談事業や在宅福祉事業の実績を活かし、生活福祉資金や日常生活自立支援事業の機能強化を図りながら、課題解決に向けた役割を果たしてまいります。

今年度は、社協の5カ年の活動方針を示す「第三次高島町地域福祉活動計画」と町地域福祉計画を一体的に策定することとしています。高島町における地域福祉課題を顕在化し、住民と関係機関が一緒になった課題解決に向けての取組みを行います。策定にあたっては多くの皆さまからのご意見を反映させ、より実効性のあるものとしてまいります。どうぞ地域福祉活動への参加をよろしくお願い申し上げます。

☆ 重点事業

1. 地域で支え合う仕組みづくりの推進
2. 「第三次地域福祉活動計画」及び「第三次地域福祉計画」の一体策定

☆ 法人管理運営

1. 会議

- | | | | | | |
|----------|-------|----|-----|-----|----|
| (1) 理事会 | (15名) | 5月 | 10月 | 12月 | 3月 |
| (2) 評議員会 | (40名) | 5月 | 3月 | | |
| (3) 監事会 | (2名) | 5月 | 10月 | | |
| (4) 三役会 | | 毎月 | | | |

2. 委員会等の開催

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 地域福祉委員会・財政委員会 | 随時開催 |
| (2) 第三者委員会 | 随時開催 |
| (3) 老人福祉センター今後のあり方検討委員会 | 2～3回開催 |
| (4) 役員選考委員会 | 1～2回開催 |
| (5) 上記以外の委員会等 | 随時開催 |

3. 人事労務管理

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 各種研修会 | |
| ① 役員研修会 | 随時開催 |
| ② 各種相談員に対する研修会 | 随時開催 |
| ③ 職員研修会 | 随時開催 |
| ④ 新任民生委員研修会 | 1月開催 |
| ⑤ 上記以外の研修会 | 随時開催 |
| (2) 職員労働環境改善に向けた取組み | |
| (3) 職員の資質向上に向けた取組み | |

国家資格等取得支援策の実施・・・専門職の育成及び職員の資質向上に向けた支援策として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等専門資格取得者に対して資格取得奨励金を支給する。

4. 財務会計

社会福祉法人新会計基準移行(平成26年度予算より執行)

☆ 社会福祉基金の造成

「高島町社会福祉基金」の造成を、町民各位の協力を得て実施する。

1. 生活福祉に関する活動

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|------------------|--|----------|
| (1) 生活福祉資金の貸付事業 | 低所得世帯及び障がい者世帯等の自立更生の促進を図るため、県社協の委託を受け実施する。 ◇貸付対象世帯の目安 低所得世帯～最低生活保障水準の2倍までの所得 障がい者世帯～最低生活保障水準の2.5倍までの所得 高齢者世帯～最低生活保障水準の2倍までの所得 ◇資金種類 ①総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費) ②福祉資金(福祉費、緊急小口資金) ③教育支援資金(教育支援費、就学支度費) ④不動産担保型生活資金(低所得高齢者世帯向、要保護高齢者世帯向) ⑤生活復興支援資金(東日本大震災被災世帯向け) | 実施計画 18 |
| (2) たすけあい資金の貸付事業 | 低所得世帯の一時資金として、無利子で5万円までの貸付を行う。ただし、特に必要と認められる場合は、最高10万円までの貸付を行う。 | 実施計画 18 |
| (3) 福祉資金相談員の配置 | 生活福祉資金、たすけあい資金の貸付相談・償還指導に対応するため福祉資金相談員を配置する。 ◇福祉資金相談員 1名 | |
| (4) 善意銀行の運営 | 町民の善意(寄付金、物品等)の預託と払出を行い、町民福祉の向上を図る。 ◇預託指定事業(指定された寄付金・物品等の払出) | 実施計画 7 |
| (5) 災害見舞金贈呈事業 | 住宅火災に遭われた世帯に見舞金を贈呈する。 ◇見舞金額 全焼 20,000円 半焼 10,000円 | |

2. 児童・母子・父子家庭の福祉に関する活動

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|-----------------|--|----------|
| (1) 児童の健全育成事業 | 小地域における子どもの遊び場づくりを促進させ児童の健全育成、事故防止及び非行化を防ぐ環境づくりのために次の事業を行う。 ◇児童遊園地の整備(助成率70%) ◇遊び場、危険か所の改善運動 | 実施計画 3 |
| (2) 母子・父子福祉活動 | 母子・父子家庭の福祉を増進するため町母子会活動への協力を行う。 ◇母子会活動への協力 ①調査活動 ②支援活動 ③交流活動 ④研修活動 | 実施計画 4 |
| (3) 児童虐待問題への取組み | 要保護児童の早期発見や適切な保護と要保護児童及びその家族への適切な支援を図る。 ◇高畠町要保護児童対策地域協議会への参加 | 実施計画 22 |

3. 障がい児・者の福祉に関する活動

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|-------------------|---|----------|
| (1) 障がい者福祉活動 | 障がい者の福祉向上に向けた支援を行う。 ◇手をつなぐ育成会活動への協力(事務局担当) ◇ふれあいひろばの開催(手をつなぐ育成会共催事業) ◇社会福祉法人ゆい三友運営協力(評議員受任) ◇身体障害者福祉協会活動の協力 | 実施計画 4 |
| (2) 障がい者自立支援への取組み | 地域の障がい者福祉に関するシステムづくり等を協議し、障がい者福祉のより一層の推進を図る。 ◇高島町障がい者自立支援協議会への参加 | 実施計画 22 |

4. 高齢者の福祉に関する活動

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|--------------------|--|----------|
| (1) 老人福祉センターの運営 | 高齢者の生きがいと健康づくり対策として、各種の相談、趣味の講座等の実施と高齢者相互の親睦の場を提供し、高齢者福祉の向上を図る。 ◇開館 月曜日～金曜日 ◇生活相談 毎週水曜日(ふれあい総合相談) ◇趣味の講座 芸術、娯楽、軽スポーツ等 3講座開催 ◇高齢者はつらつ元気サロン ◇団体等の自主活動の指導援助(老人クラブ、趣味サークル等) ◇チャリティバザーの開催(たかはた秋祭りと併催) | 実施計画 10 |
| (2) ねたきり老人介護支援事業 | ねたきり老人及び介護者のために次の事業を行う。 ◇介護機器の無料貸出 ①電動エアマット 93台 ②車椅子 84台 ③介護テーブル 19台 ◇介護機器・用品の斡旋 ◇福祉機器点検整備 電動エアマット40件 車いす25件 | 実施計画 13 |
| (3) 老人クラブ活動の指導・援助 | 町老人クラブ連合会の運営と活動について、関係機関と協力し、その育成を行う。 ◇高島町老人クラブ連合会活動への協力(事務局担当) 単位クラブ数 13クラブ 連合会員数 330人 地区連絡協議会 3地区 | 実施計画 4 |
| (4) 健康、生きがいづくり推進事業 | 高齢者の生きがいと健康づくりのため、次の事業を行う。(老ク連共催事業) 生きがいと健康づくり事業 ◇世代交流歌謡フェスティバル・ねほだれ大会 ◇世代交流「昭和の遊び塾」 ◇高齢者作品展(高島秋祭りと併催) | 実施計画 4 |

| | | |
|--------------------------------|--|---------|
| (5) 高齢者生きがい活動支援通所事業 (町受託事業) | 自立高齢者を対象に、軽スポーツ、芸術、文化、レクリエーション活動等を実施し、閉じこもることなく生きがいをもって生活出来るよう通所事業を実施する。 ◇いきいきデイサービス事業の実施 老人福祉センター及び上和田交流館会場 ・開設日 週5日 ・利用人員 1日 15人前後 | 実施計画 16 |
| (6) 家族介護者交流事業 (町受託事業) | 在宅介護者の心身のリフレッシュと介護者同士の交流を図るため、交流事業を実施する。 ◇宿泊交流会(1泊2日) 3回 ◇日帰り交流会 2回 | 実施計画 16 |
| (7) 高齢者虐待防止への取組み | 高齢者の基本的な人権を擁護し、虐待防止、早期発見等適切な支援を図る。 ◇高齢者虐待防止連絡会への参加 | 実施計画 22 |

5. 介護保険・障害福祉サービス等事業

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|----------------------------|---|----------|
| (1) 訪問介護事業 (ホームヘルプサービス) | 身体上または精神上の障がいがある高齢者や障がい者等に訪問介護員(ホームヘルパー)を派遣して身体の介護及び家事等の生活援助サービスを行い、在宅介護の安定を図ると共に、適切な事業管理と職員の資質向上を図りながら事業所経営の安定化を目指す。 ◇ 介護保険事業 ◇ 介護予防事業 ◇ 障害福祉サービス事業 ◇ 町受託事業(障害者移動支援事業) ・運営日 毎日(土日、祝祭日等を含む。) ・訪問時間 24時間 ・職員数 ホームヘルパー 常勤換算 12名 ・利用者数 60～70名 ・業務内容 ・身体介護に関すること ・生活援助に関すること ◇東日本大震災避難世帯向け訪問介護事業 | 実施計画 11 |
| (2) 居宅介護支援事業 | 要介護認定を受けた高齢者等から居宅サービス計画作成の委託を受けるとともに介護に関する相談、助言及び調査活動を行なう。 ◇介護保険事業 ◇介護予防支援業務(町受託事業) ◇要介護認定審査に係る調査業務(町受託事業) ・介護支援専門員の配置 専任 5名 ・利用契約数(予定) 150名(介護保険) ◇東日本大震災避難世帯向け居宅介護支援事業 | 実施計画 11 |

6. 地域福祉促進事業

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|-----------------------|--|--|
| (1) 地域支え合い体制づくりへの取り組み | <p>集落単位で住民同士の支え合いの仕組みづくりを目的に、地域福祉活動を推進するコーディネーターを配置し、小地域福祉活動の促進を図る。</p> <p>◇地域支え合いコーディネーターの配置 4名</p> <p>◇町地域支え合い体制づくり事業への協力</p> <p>◇地域福祉活動に取り組む集落への活動費助成(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン立上げ支援 ・福祉マップづくり支援 ・除排雪の仕組みづくり支援 | <p>実施計画 1</p> <p>実施計画 2</p> <p>実施計画 3</p> <p>実施計画 13</p> |
| (2) 地域福祉活動の促進 | <p>地域福祉活動の更なる活性化を図ることを目的に、情報収集、提供、相談、援助など総合的に支援を行う。</p> <p>◇ボランティア活動費助成</p> <p>◇地区サロン活動団体への助成</p> <p>◇ボランティアセンター研修会の開催</p> <p>◇置賜ボランティアの輪連絡会事業への取り組み</p> <p>◇社会福祉懇談会(地区及び団体)への参加</p> <p>◇レクリエーション用具の貸出し</p> <p>◇なじよした運動の推進</p> | <p>実施計画 1</p> <p>実施計画 7</p> <p>実施計画 8</p> <p>実施計画 9</p> <p>実施計画 13</p> |
| (3) 避難者支援への取り組み | <p>東日本大震災の影響により高島町に避難している方の孤立防止を目的に、暮らしの情報提供、こまごまと相談、見守り活動を行うと共に、避難者同士や地域住民との交流事業、社協事業による直接支援等総合的に実施する。</p> <p>◇生活支援相談員配置 3名(県社協委託事業)</p> <p>◇避難者交流推進事業</p> <p>◇生活福祉資金の貸付(別記)</p> <p>◇在宅福祉事業の実施(介護保険事業 別記)</p> | |

7. 調査・研究活動

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|------------------------|--|----------|
| (1) 調査活動の実施 | <p>民生委員、関係機関の協力のもと、困窮世帯、ねたきり老人、単身老人、老人世帯等の調査を実施する。</p> <p>◇友愛訪問運動、歳末たすけあい運動対象者調査</p> | |
| (2) 法人発展強化に向けた取り組み | <p>社協が運営する老人福祉センターの今後の方向性を探る委員会を開催する。</p> <p>◇老人福祉センター今後のあり方検討委員会 年2～3回</p> | |
| (3) 第三次地域福祉活動計画の策定(新規) | <p>第三次の地域福祉活動計画を町地域福祉計画と一体的に策定する。</p> <p>◇計画策定への参画</p> | |

| | | |
|----------------------------|---|---------|
| (4) 地域福祉対策研究事業 | 第三次地域福祉活動計画策定に向けて既存事業の評価を行う。 ◇地域福祉委員会・財政委員会 年2～3回 | 実施計画 14 |
| (5) 災害ボランティアセンター設置研究事業(新規) | 大災害に限らず、雪害等自然災害時においても災害ボランティアセンターのスムーズな設置・運営ができるよう研究事業を実施する。(県雪対策総合交付金事業) ◇災害ボランティアセンター設置運営研修会の開催 ◇除排雪用具、排雪用軽自動車の整備 | |

8. たかはた福祉のまちづくり事業

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|--------------------|--|----------------------------|
| (1) 地域コーディネーター配置 | たかはた福祉のまちづくり事業の企画・立案をはじめ、事業を円滑に実施するために地域コーディネーター1名を配置する。 | 実施計画 15 |
| (2) 在宅福祉事業 | 在宅で生活する単身高齢者や要介護状態にある高齢者の福祉向上に向けた事業を実施する。 ◇大正昭和青年のつどい 年2回開催 ◇防水シーツ贈呈事業 在宅で暮らす要介護5の方対象 | 実施計画 15 |
| (3) ふれあい福祉センター設置事業 | ふれあい総合相談員を配置するとともに、各種専門相談と連携しながら町民の身近な相談所として総合的に実施する。 ◇ふれあい相談所の開設 ①法律相談 弁護士 第4水曜日 ②一般相談 毎週水曜日 ※人権擁護委員、行政相談員とも連携し総合的に実施する 人権相談 第1、3水曜日(午前) 行政相談 第2、3水曜日(午後) ◇常設相談 常務理事及び福祉資金相談員で対応 | 実施計画 21 |
| (4) ボランティア活動促進事業 | すべての町民が自主的に取組むことのできるボランティア運動を展開する。 ◇町民総ボランティア運動の展開(10月活動強化月間) ①友愛訪問運動 10月実施 ②一円玉募金運動 ③清拭布をおくる運動 ④町をきれいにする運動 ⑤花いっぱい運動 ◇ボランティアスクールの開催 初級編 ステップアップ編 ◇福祉教育ボランティア推進校事業 ①「花いっぱい運動」への参加 町内小中10校 ※人権擁護委員「人権の花運動」助成事業と共催 ②各学校での福祉教育への取組み支援 ・ニーズ調査 | 実施計画 6 実施計画 7 実施計画 8 |

| | | |
|-------------------|---|--------|
| (5) 除排雪ボランティア活動支援 | 近隣から援助が得られない低所得の高齢者や障がい者世帯へのボランティアによる除排雪活動を支援する。 ◇対象者の調査とボランティアコーディネート ◇広報活動 ◇除雪機、除雪用具の無料貸出し ◇活動団体、個人ボランティアの育成 | 実施計画 9 |
| (6) 災害ボランティア活動支援 | 東日本大震災被災地の復興活動を行う高島町ボランティアセンター登録のボランティア団体に対し、現地関係機関・団体と連携を図りながらコーディネートを行うと共に、災害ボランティア活動の支援を行う。 ◇被災地関係機関・団体とのコーディネート ◇活動費の助成 | |

9. 福祉サービス利用者の権利擁護と苦情解決事業

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|----------------------------------|--|----------|
| (1) 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業) | 高齢者や障がい者の日常生活における金銭管理や福祉サービス利用の支援を行う。 ◇生活支援員の配置 4名 ◇事業周知を図る(広報) | 実施計画 9 |
| (2) 権利擁護ネットワーク事業 | 関係機関との連絡調整を行う ◇地域包括ケア会議への参加 年数回 | 実施計画 22 |
| (3) 成年後見制度の普及活動 | 地域包括支援センター等関係機関と連携し、日常生活自立支援事業と連動させながら、制度の周知と普及を図る。 ◇広報活動 | 実施計画 19 |
| (4) 福祉サービス苦情解決実施事業 | 福祉サービスについての相談と苦情について、第三者委員会を設置し速やかな解決を図ると共に、事業ごとに苦情受付担当者及び責任者を配置し、問題の解決を図る。 ◇苦情解決第三者委員会 年1～2回 | 実施計画 20 |

10. 広報活動

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|----------|---|----------|
| (1) 広報活動 | 社協活動の計画と報告並びに社会福祉の意識啓発のため次の広報活動を行う。 ◇「社協たかひた」の発行 年3～4回 全戸配布 ◇共同募金運動広報(赤い羽根、歳末たすけあい) 年2回全戸配布 ◇各種パンフレットの発行 ◇社協ホームページの運営 | 実施計画 5 |

11. 共同募金運動への協力

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|----------------|--|----------|
| (1) 赤い羽根共同募金運動 | 自治会、企業並びに関係機関・団体の協力により募金運動を行う。 ◇戸別募金 一戸あたり600円 ◇法人募金への協力依頼 実施時期 10月～12月 | |
| (2) 歳末たすけあい運動 | 区長会連絡協議会、民生委員児童委員協議会及び関係機関・団体の協力により募金運動を行う。 ◇戸別募金 一戸あたり400円 実施時期 12月 | |

12. 団体の育成

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|----------------------------|--|----------|
| (1) 手をつなぐ育成会の育成 (事務局担当) | 知的障がいの子どもをかかえる家族の会の活動を支援する。 ◇手をつなぐ育成会活動についての助言・指導 ◇ふれあいプラザ祭り等地区行事への参加 ◇県知的障がい者福祉大会への参加 ◇各種研修会の開催 ◇保護者会、役員会の開催 | 実施計画 4 |
| (2) 老人クラブ連合会の育成 (事務局担当) | 町老人クラブ連合会の運営と活動について、関係機関と協力し、その育成を行う。 ◇町連合会の運営全般 ◇老ク連活性化委員会の開催 ◇老人クラブ活動指導員の設置 ◇県老人福祉大会の開催協力(高島町会場) ◇各種研修会の開催 ◇軽スポーツ活動の推進(グラウンドゴルフ大会開催、その他) ◇交通安全推進活動 ◇社協との共催事業の実施 ①地域福祉・在宅福祉活動 花いっぱい運動、一円玉募金活動、清拭布をおくる運動、まちをきれいにする運動等 ②生きがいと健康づくり活動 世代交流歌謡フェスティバル・ねほだれ大会 世代交流「昭和の遊び塾」 ③郷土の文化伝承活動 | 実施計画 4 |

13. 連絡調整、会議、研修

| 項目 | 内容 | 地域福祉活動計画 |
|--------------------|---|----------|
| (1) 二市二町社会福祉連絡会議 | 米沢市、南陽市、川西町とで構成する「二市二町社会福祉協議会連絡会」活動を次のように行う。 ◇二市二町社会福祉協議会連絡会議への参加 ◇地域福祉・在宅福祉活動の連絡調整 ◇共同募金運動に関する連絡調整、研修事業、その他 | |
| (2) 置賜地方社会福祉協議会連絡会 | 置賜三市五町の社協で構成する「置賜地方社会福祉協議会連絡会」活動について次のように行う。 ◇置賜三市五町社会福祉協議会連絡会議の開催(当番事務局) ◇社協役員研修会への参加 ◇相談員研修会への参加 ◇職員研修会への参加 ◇地域福祉・在宅福祉活動の連絡調整 ◇共同募金運動に関する連絡調整 ◇老人クラブの育成に関する連絡調整 ◇社協運営全般にわたる連絡調整 | 実施計画 17 |
| (3) 大会、会議、研修 | 各種大会、会議、研修等について次のように行う。 ◇県老人福祉大会への協力(高島町会場) ◇山形県県民福祉大会への参加 ◇社協トップセミナーへの参加 ◇社協監事研修会への参加 ◇相談業務研修会への参加 ◇事務局長・担当者会議出席 ◇介護保険、訪問介護事業研究会議等への出席 ◇その他必要な会議・研修への参加 | |

14. その他の事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡